

「入会問題の過去と未来 一山村のこれからー」

笠原 義人

目次

はじめに

1. 松原 邦明 氏の入会研究
2. 船越 昭治 氏の入会研究
3. 菊間 満 氏の入会研究
4. 笠原 義人 の入会研究
5. 入会林野問題の未来ー山村のこれからー
6. 東日本入会研究会大会発表論文(「総論」にかかわるもの) 総目次 (1981~2008年)

はじめに

入会(いりあい)とは、「ある地域の住民が一定の山林、原野などを共同に使用収益すること」(『小学館日本語新辞典』2005年)であり、コモンズ(common)とは、「入会地などのように共同で利用・管理される土地」(『岩波書店広辞苑第6版』2008年)である。いま、わが国の山間地に所在する村や集落などの地域の再生の課題を、広く国民的のなかで議論されなければならない重要な転換期にあるが、そのためのキーワードに、「入会」があり、「コモンズ」がある。

「入会林野近代化法の適正かつ効率的な運用の推進という立場に立って、互いに集いやすい地域内の入会林野問題についての研究者、行政担当者その他実務家の間で、互いに情報を交流しあえる場」(『東日本入会研究会会報』(以下『会報』と略)創刊号、1981)として東日本入会研究会が1980年に設立されてから、30年を経ようとしている。本報告では、本研究会が、入会問題をどのようにとらえてきたかを総括するとともに、山村再生のために、いかなる未来を探ろうとしているかの論点を整理する。

1. 松原 邦明 氏の入会研究

(1) 入会林野の価値、評価、高度利用

1) 入会林野の価値

森林の環境資源価値の重視・保存・充実、環境保全機能、さらには循環型社会の構築と入会林野の重要性と保護の必要性を結合・対応させる。入会林野が担っている自然的・経済的・歴史文化的諸機能に関する正確な事実の認証と理論の構築が求められている。入会権、入会問題では、藩政時代から長く地域住民の暮らしを支えてきた財産権の保護、権利の保護という観点が強く求められる。

2) 入会林野の評価

入会林野の管理利用秩序は、入会集団の支える慣習と構成員全員の意思に基づくものであったために、変動する社会的経済的事情に対し個人有、法人有のように敏速に新たな事態に即応した利活用が出来ない。それが粗放な利用状況を生んできたと見られる反面、林野の乱開発を防ぎ、地域共同社会や自然環境を維持してきた点が正しく評価されなければならない。

入会林野は集落の周辺部にあって、古くから地域住民の生産と生活基礎となるとともに、地域の環境条件の因子にもなってきた。それだけに粗放な林野利用状況を生んできたと見られる反面、林野の乱開発を防ぎ、地域共同社会や自然環境を維持してきた点を正しく評価されるべきである。

入会林野の開発利用計画の立案決定については、入会集団の属する社会全体とともに考えていく必要あり、周辺環境の変化、地域社会にもたらす影響について十分に配慮しながら入会整備を進めていくことが大事なことである。ゴルフ場、観光施設等農林業以外の目的で利用している入会地の登記名義の変更手続きは、入会林野近代化法の立法主旨に背反するもので適用できない。

3) 裁判所の入会権判定の特徴

裁判所の入会権の存在そのものについての事実認識の手法を検討すると、役場等の行政文書等については良く見ているが、入会集団の原告、あるいは訴訟人として提起した主張はいづれも認定するに値しないものだと判断をし、裁判所は入会権の慣習の消滅を断定している。入会林野に係わる裁判例への研究が十分ではない。

4) 入会林野の高度利用

利用形態には育林、農耕、牧野改良などがある。直轄利用・分割(分け地)利用に変え、新たな効率的利用方法の採用が考えられる。権利主体=入会権者(入会団体・構成員)の意思が最大限に尊重されなければならない。

(2) 国有地入会問題—国有地入会権の否認

国有地上に入会権の存在を否定する法令上の根拠はない。国有林野法には入会に関する条項はない。判例は、国有林野法施行(1899年)、国有林野特別経営事業(1899~1921年)展開とともに国有林野の入会排除を強める行政手の施策を支持するようになり、大審院は1924年3月16日判決でその入会権を否認し、以後戦後の屏風山事件(青森地裁鰐沢支部判決1958年2月25日、最高裁判決1973年3月18日)に至るまで、その姿勢を貫いた。学説では戒能通孝がその不当性を指摘して以来国有地入会否認を支持するものはなくなり、判例の態度も前記事件判決後変更したが、行政手は従来の考え方を変えていない。

林野庁は、国有地入会問題を入会近代化施策の対象にするという発想は一度も示してこなかった。

研究者は国有地入会問題研究を継続し深めることを十分にしなかった。法社会学者、民法学者が国有地入会問題について実態調査したのは1957~1960年迄で、35~40年近い間、殆どこれという検討をしてこなかった。

国有地入会権を認める判決を最高裁が出ましたが、それ以降、実際上の国有林野の地元利用状況が一体どんな影響を受けたのだろうかということを見ると、ほとんど変わっていな

い。国有地入会の変形あるいは変質したものと考えられる委託林、共用林、部分林、貸付使用などの地元利用は減り続けている。

国有林野事業の分割・解体・独立行政法人化で民間委託業務が拡大する中で、これまでのような地元利用が存続できるかが問題となる。国有地入会問題の本質や地元利用をどのように捉えるか、国有林地域社会の問題として、考えて行かなければならぬ課題である。

(3) 公有地入会問題—入会権＝旧慣使用権論

1) 公有地入会問題

市町村長・担当者には旧慣使用権の存在は認めても入会権の存在を否認する傾向も一部見られる。市町村・大字有・財産区名義の林野には入会慣習があり、その権利関係の近代化は原則的には「入会林野整備」によるべきであって、「旧慣使用林野整備」は例外的の場合に限られるべきである。自治体行政担当者の法的感覚が問われている。

公有地入会等では公有財産化を志向し、入会林野等整備の導入に消極的な市町村当局を抱える地域では、市町村有・財産区有等の名義をもつ土地を私権化する整備事業が停滞する要因となっている

行政庁は、今日でも入会公権論(市町村・財産区有地上の入会権は、市町村議会の議決で改廃できるもので民法上の入会権ではない)としているが、違憲の疑いを主張する有力な学説がある。

公有地入会は私所有権制度と行政制度・施策の展開の中で、しかも互いに異なる入会慣行や入会権者(集団)の意識が絡み合って、非常に複雑多様な、そして矛盾に満ちた林野入会を生み出してきた。しかし、公有林野であれ、私有林野であれ、入会財産が関係権利者にとって大変重要な財産であって、その過去に果たしてきた役割への正当な評価とともに、将来にそれをどのように生かしていくべきかは、十分に理論的に実証的に検討すべき課題である。

山梨県は入会林野近代化政策を受け入れない。山梨県は入会問題の論議、恩賜県有林問題を避けている。

2) 公有地入会について近年憂慮すべき事情を散見する。

①財産区有地の市町村有への統合、②旧慣使用権廃止の市町村議会議決、③財産区機関のない大字有地に新規の簡易な管理会等を設置して財産区の法律上の形を整える動き、④公有名義の入会財産に対する公法的支配を実現する傾向が浮上、などである。

(4) 分収造林と入会林野整備

1) 入会集団と分収造林

入会集団が分収造林の当事者とかかわる場合には、造林者である場合と土地所有者等としてとかかわる場合とに分けられる。

① 造林者としての入会集団

①-1 国有林における部分林、①-2 市町村有林野の分収造林

② 土地所有者等としての入会集団

②-1 官行造林、②-2 公團造林、②-3 県行造林、市町村行造林、②-4 公社造林

分収造林地には入会権の存続を認めることはできても、それを否認することの方が難しい

場合が多い。部落有統一を認める条件として官行造林、県行造林の分収造林契約を締結した。部落有名義のままでは分収造林ができないので市町村有に移管し分収造林契約をした、等の経緯がある。

2) 分収造林地における入会権の存続

① 再分収権—市町村が取得する分収金につき、市町村と部落住民との契約により部落住民が分収金を受けとる権利、②造林跡地の返戻請求権—契約期間満了後は部落へ返地することを条件付けられている分収造林、③造林地内における部落住民の一定の使用収益権(採草・採薪など)

3) 分収造林の今後のあり方—公社造林・県行造林等の分収造林契約制度を多様化させる。

①自力造林を支援・促進できるようにする、②造林公社、県行造林は単なる造林費用負担者にとどめるなど、権利・権限を小さくする、③資力の乏しい林家・入会集団に資金的支援ができる仕組みをつくる、などがある。

(5) 生産森林組合の制度上の問題点

資源が狭小かつ未成熟のうえ組合員が多過ぎる。労働力流出が激しく組合員の労働力による自営原則が維持できない。組合員の従事義務制が守れない。木材販売収益が得られず休眠状態に陥っている。税負担(特に住民税均等割)が大きい、経常経費負担が厳しい。事業範囲の制約が厳しい。既に解散したり、事実上解散状態に追い込まれている事例も出てきている

森林経営中心主義の制度のあり方を検討する。とりわけ林地の貸付け制限の解釈・運用基準については、各生産森林組合所有地をめぐる多様な事情等を総合的に考慮して、「事業の遂行に支障の生じないような範囲」へと緩和・拡大できる方向に改めるべきである。現行法制の下での解釈・運用でそれが不可能とすれば、立法的改善を検討すべきである。入会林野資源に求められている多様な機能を発揮させ、その利活用を図る方策を探求して、整備事業のあり方を具体的に検討することが肝要と思われる。

(6) 未整備入会林野問題

未整備入会林野問題とは、入会林野等の農林業上の有効利用が図られない、未整備のまま放置されることである。入会林野未整備の理由は、①事務処理が難しく適任者が得られない、②整備のための経費の捻出ができない、③林業の先行きが不安なため経営意欲がわいてこない、④権利者全員を把握できない、権利者全員の合意が得られない、得られる見込みがない、⑤所有名義人の合意が得られない、得られる見込みがない、などがある。

(7) 入会林野整備の成果

1) 入会林野整備の成果

①整備林野の所有利用状況の的確な把握が出来て将来への科学的な展望が持てた、②「入会権」に対する関心・認識を広め高めた、③入会権の理論的実証的研究が進展できた(各都府県に入会コンサルタントを設置、入会林野整備コンサルタント中央会議の開催、西日本入会研究会(1975年)、中日本入会研究会(1978年)、東日本入会研究会(1980年)設立)、④公有地名義の入会林野整備の多くが入会林野整備手続きで行われるようになった。明治以来の部落

有林野統一政策等による政府の反人民的な入会権否認政策の歴史的誤りを正すものである。

2) 入会林野整備のための今後の課題

入会権保護のために、入会集団の名で入会権を登記できる措置をとるべきである。入会権は登記なくして対抗できる強大な権利である、と主張しても、その権利が登記できないが故に現実には法的保護が劣弱となっている。入会権保護の観点から、当該市町村がその存在を証明する方法(証明書発行等)を案出し、入会財産の帰属主体の公示方法を確立することを早急に行うべきである。

文献

- ①：松原邦明「入会林野近代化政策の展開と入会林野の意義」『会報』27号、2007
- ②：松原邦明「考え方。入会林野の歴史と現状」『会報』23号、2003
- ③：松原邦明「国有林地元施設の現況と問題点」『会報』18号、1998
- ④：松原邦明「入会林野整備30年振り返って」『会報』17号、1997
- ⑤：松原邦明「生産森林組合の事業目的をめぐる問題」『会報』16号、1996
- ⑥：松原邦明「『平成5年度入会林野等整備の今後のあり方に関する調査検討』にかかわって」『会報』15号、1995
- ⑦：松原邦明「未整備入会林野の現状と課題」『会報』13号、1993
- ⑧：松原邦明「公有地入会と入会整備の現況」『会報』7号、1987
- ⑨：松原邦明「分収造林と入会林野整備」『会報』5号、1985

関連文献

中村忠「入会林野整備に関する法律上の諸問題—国有地入会権と入会林野整備—」
『会報』6号、1986

入会林野近代化法の適用地は、私有地と公有地であり、国有地は除外されている。その理由は、国有地に入会権が存在しないからという点にある。しかし、国有地入会権の存否については、入会権法史上長きにわたり議論がかわされてきたところであり、今日、その去就は定かでない。政府・林野庁は、否定的態度を貫いており容認の方向にない。それどころか、近代化法の制定は、政府・林野庁がこれまでとってきた国有地入会権否定の方向を実質化する役割を果たすものであったといえる。

政府・林野庁の方針は、憲法上、問題を有するものというべきである。入会慣習の沿革ないし国有地形成の歴史的背景からみて、近代化法適用排除の方向には理由がないというべきであろう。林野庁は、国有林野に入会慣行があることを認め関係権利者に開放するのが筋というべきではないだろうか。今後、如何に国有地入会権の存在を合法かつ実質化してゆくかは大きな課題である。

2. 船越 昭治 氏の入会研究

1) わが国森林・林業政策の基調

森林の生産力を高めるという国家的課題、水土保全の地域的要請が、公有林対策(部落有林統一)を中心とする、森林資源政策として展開したのが、わが国森林・林業政策の特徴である。

資源化の単位づくりという課題の中で森林計画制度、組織づくり、権利関係の近代化が図られたが、結果的には、全体が森林組合に統合されるという図式化に落ち着くことになる。

1970年代に入り、入会権の近代化はできたが、お金が無いから造林は全部を機関造林(森林開発公団、造林公社)に、それから施業も森林組合にすっぽりお願ひする、という森林(資源)政策が展開する。1970年代後半以降になると、地域や地域のシステム化、地域運動が登壇する。

2) 入会の論理

もともと山村集落と言うのは、部落山とこれをめぐる入会の関係をもって結ばれた集落である。その部落山は、それぞれが自由な立場で権利を持ち利用し、そしてお互いの生活を保障し合ってきた。村持山、入会山の関係が分化、解体しても、誰が誰に対して上位にある、下位にあるという関係ではない、まったく同じ関係で繋がっているという関係は変わりなく受け継がれている。入会林野を近代化する、権利関係を近代化するということの前提の問題が底流としてある。かっての入会的な規律、約束ごとというものを現代の機能社会化の段階で再構築することが求められている。

かっての入会集団が持っていた共同の力で地力を守って行く、森林の生産力を共同的に維持していく、そこに集団の論理というものが要求されている。

3) 集落の機能

集落とは、一つのバランスのと取れた経済活動や人間結合である。入会的関係概念とは、土地と人間がひとつの均衡した結びつきという関係である。そこにおける集落がは、主体的な運動を繰り返しており、力を持った実体として、どうしながら活力ある集落になり得るか、本来持っている集落の機能がどうしたらいいきいきと生まれ変われるかのか、こういう立場でものを考えてみることも、今の時点では大事な視覚である。

4) 入会権近代化事業後の運動展開方向

入会の近代化事業は、権利関係の近代化そのものだけはありません。集落を単位として一つのまとまりのあるユニットを考えて行こうとする動きを高く評価する。画一的ではなく、地域の実態に即した山村自立の途を手広く可能な限り見出して、それを組織化、政策対象化していく運動展開が近代化事業の後の問題として期待される。

現在の集落は決して山だけで生きる人だけではありません。むしろ山以外にに生活基盤を置いていいる方が圧倒的に多い訳で、地域の資源を、集落の生きる資源としてもう一回見直す運動が必要である。ただ単に一握りの山持ちの運動ではなくて、全体の地域住民運動に底辺を置くことが必要である。

文献

船越昭治「近代化法15年の回顧と展望」『会報』3号、1983

3. 菊間 满 氏の入会研究

1) わが国の森林・林業政策の基調

わが国の林業政策は、技術、経営といった生産力視点を半ば放棄し、環境重視を名目にしつつ、森林管理政策へ軸足を移しつつある。戦後日本森林資源政策は人工林(木材生産)に限定し、入会林野の重層的利用の可能性を縮小してきた。農林を含めた全体的な土地生産力と

経営の拡大ではなくて、林業生産力の拡大に収束させられた。戦後の画一的な人工林政策、不必要な個所にまで人工造林した無駄な公共事業は、縦割り行政による多様な森林・林野利用の否定し、経営の質の違いとその多様性を問わない量的な構造改善対策一公共事業としての人工造林を推進した。構造改善政策は森林組合の近代化のみに収束した。

多国籍企業の規制緩和・市場経済至上論、地球環境危機の経済社会状況を踏まえた森林・山村地域の再生・再構成のために、入会権(問題)はどのように擁護されるべきかを論ずることが重要。木材価格支持政策で個別経営の自営性と創意性が發揮させることが重要である。

2) わが国の入会林野政策の基調

入会林野の所有権の近代化が、自ずから経営の近代化になると考える一面的思考がある。現在の日本の入会権政策は、権利主体(入会集団)一単一性、利用一単層的である。権利主体の複数主義が軽視されると入会権の擁護が利用権の真の拡大でなく、単に所有権を守ることに矮小化されてしまう。

入会林野の土地利用は、地域経済にとって森林(林業的利用)よりも営農(農業的利用)・農地管理とのかかわりが重要である。入会集団の構成員である大半の農家の営農的利用を切り離して、抽象的かつ一般的に分析しても限界性がある。入会林野近代化政策は単なる所有権の近代化に終始した。

集落の土地管理主体の現状、入会権者の就業構造と生活様式の現状分析を踏まえた、入会林野問題が検討されるべきである。民法入会権「地方の慣習」の世帯主義が世帯主主義に置き換えられる一民主化・社会化が必要。入会権は将来の資源管理を支えるような権利ではない。地方自治・住民自治の原則を入会林野管理に注入する必要がある。

3) 生産森林組合の現状分析

全国の生産森林組合は実質的に崩壊状況にある。林業と山村問題の抜本的解決なしに生産森林組合問題の解決は不可能。生産森林組合の赤字問題が農山村地域の高齢者世代に大きな負担となりつつある。地域社会、地域協同組織体解体の一環として、構造的問題として生産森林組合問題がある。

大経営(非家族経営)に立ちつつも、一方では雇用関係を否定し、さらに協業性を強調するため、雇用関係を極力少なくするとことが必須となり、結局は従事義務制が不可欠となる。事業体の発展に雇用労働は不可欠であり、生産森林組合常時従事義務制は、農事組合法人並に「部外者の割合規制」にすべきである。生産森林組合の理念や目的、協同組合としての運営の徹底が二の次となり、協同組合的発展の展望と施策を示すことをしなかった

4) 生産森林組合の民主主義の課題

生産森林組合制度は入会整備のためにつくられた制度ではなく、戦後民主化政策一環としてつくられた。生産森林組合は、出資・管理・労働が三位一体の労働者協同組合の一種である。生産森林組合を入会林野近代化政策の受け皿に限定して理解するのは誤りである。生産森林組合は、企業組合(中小企業等協同組合)とともに、戦後日本社会の民主化、さらにそれを支える産業の民主化として策定された。

①組合員、入会権権利者に女性を含ませる、②女性、若者の権利を拡大、充実させる、③生産森林組合(協同組合)運営における民主主義の検討、の課題がある。

5) 生産森林組合の展開方向

多様な展望として、用材林経営だけでなく、非木材生産物(養蜂、狩猟、キノコ、薬草など)

の森林生産物の可能性は今後ますます高まる。生産森林組合は地域の雇用拡大、雇用拡大に貢献すべきである。生産森林組合が山村の雇用力確保に貢献することも一つの新たな展望としてある。生産森林組合の組合員が林業技術を身につけて、森林・林業ボランティアを、善意の持ち出しから、若者に収入を保障する雇用に代えていくことが重要である。山村と都市との交流にあたって、技術指導などに関して生産森林組合の役割は大きい。

複合的な農作目の導入をも含む経営を小経営レベルでも実現し、地域内の大規模経営と一体となった地域複合的な経営を目指す。森林と農業が一体化した農林業の小経営(森林経営と非木材的森林経営)の創出は、今後の林業政策、山村政策の大きな課題の一つ。新たな生産力(経営)の視点からも、改めて入会問題を問い合わせることが必要である。

林業内部論理のみに限定されない、地域全体の活性化、農業や林業等を支える地域資源総体の地域住民本位の利用と計画化、担い手の組織化を、山村地域において協同組合の新たな運動形態を目指す。地域の住民が、中小企業等協同組合法による事業協同組合、生産森林組合、森林組合、農協の同時に組合員となって、一種の「山村協同組合社会」を形成し、地域の自主的な独自の取り組みを発展させる。

生産森林組合を解散する場合には、個人分割と私有地化は避けるべきである。単に生産森林組合だけの問題ではなく、地域の協同の資源としてとらえ、市町村への寄贈や払い下げを行るべきである。森林(土地)は公共性を持ち、個人の自由な処分にはなじまない。

文献

- ①: 菊間 満 「入会林野の管理と山村社会の自治－コモンズ論との関連で－」『会報』27号、2007
- ②: 菊間 満 「生産森林組合の現状と課題－コミュニティーと地域資源を協同労働で守る視点から－」『会報』24号、2004
- ③: 菊間 満 「ロシアの森林利用から日本の入会林野を考える－重層的な森林利用と森林内の複合的小経営の可能性－」『会報』19号、1999
- ④: 菊間 満 「地域資源の管理と林業協同組合の取り組み」『会報』10号、1990

4. 笠原 義人 の入会研究

1) 新たな森林・林業基本法(2001年)と入会林野

1964年制定の「林業基本法」は小規模経営の規模拡大を積極的に打ち出した。1966年の入会林野近代化法は全国200万haといわれる入会林野を、村落共同体的所有を近代化＝私権化し、個別農林家の規模拡大に資することを一つの目標に掲げた。入会近代化法による整備実績は56万ha(1967～1999年)になったが、個別経営に私権化されたのは約40%に留まり、生産森林組合が53%で、共同所有・経営の形態に継承されたものが多い。入会整備事業は、1968年から82年までの14年間は全国で毎年2万ha以上の実績を上げていたが、それ以降は低迷している。

2001年制定の新たな「森林・林業基本法」は、森林の環境保全・多面的機能の発揮を重視することを唱っている。入会林は今でこそ、面積的には地域森林資源の一角に占めるに過ぎないかも知れないが、これまで、村落共同体林の中心軸にあったという歴史を踏まえると、

地域森林資源の保全・管理の中核的役割を果たす責任を持っている。周辺の隣接する土地利用との調整や、地域内の入会権者ではない住民との関わり、さらには、森林ボランティアなど都市住民との連携など、入会林野の「新しい」関係づくりが期待されている。

2) 生産森林組合の新たな展開方向

生産森林組合が、入会林野を近代化したのに入会団体としての意識がそのまま存続している、という現状認識がある。これが良い、悪いというよりは、むしろ入会意識の存続を積極的に利用しながら、その性格を生かすことが必要である。今日の生産森林組合経営、すなわち入会的林野の林業的利用をめぐっては、閉塞的状態が永らく続いているが、入会や、生産森林組合森林が存在するこの役割や意義を再評価あるいは見直し、新しい「入会」を考えて見る必要がある。

生産森林組合が森林の多面的機能発揮や生物多様性保全のために、新しい事業を興すなど、本格的な組合員間や非組合員との「協働」の道を地域で追求することが求められている。生産森林組合の経営責任者、運営責任者の若返りを図りながら、若者・女性などいろいろな組合員関係者が積極的に参加できるよう改革・改善が必要である。地域資源を循環的に、持続的に管理・利用できるシステムづくりを長期計画として樹立すること、管理・意思決定への住民参加等が今後の課題となる。

文献

- ①：笠原義人「入会林野と新法との関係」『会報』22号、2002
- ②：笠原義人「生産森林組合の今日的課題—平成3年度『入会林野等整備の今後のあり方に
関する調査』を踏まえて」『会報』14号、1994
- ③：笠原義人「入会林野整備後の経営—生産森林組合経営の現状と課題」『会報』4号、1984

5. 入会研究の未来ー山村のこれからー

入会林野の利用価値は、経済・社会の変遷とともに大きく変化してきた。戦後、三段階にわたる展開を遂げてきた。第一段階は、第二次世界大戦後、すなわち1945年から1960年代はじめの1963年頃まで、入会林野は自給用燃料としての薪炭材や稼ぎ用の薪炭生産用原木、自家用建築資材、さらには農業資材の供給源であった。土地の私的占有の主張は見られず、入会権者が村のきまりを守りながら、平等に利用していた。

第二段階は、入会林野の広葉樹林が燃料に用いられなくなり、スギ・ヒノキ人工林の拡大造林が推進される前期と、その後に挫折し保育作業を放棄する後期・森林荒廃期に区分されるが、1960年前半から2000年までのおよそ40年間である。入会林野は地域内の生活者全員が等しく利用する第一段階とは違って、力のあるもの、余力のあるものが、個別に分割利用することで人工林化が進められる。入会集団が全体で、あるいは組ごとの共同造林も行われる。第二段階前期、植林開始から1970年代前半までのおよそ10年間は、入会林野は、入会権者内部の格差を含みながらも、木材商品生産の取り組みで活性化の状態を呈した。

第二段階後期、1970年代後半以降、入会林野の人工林生産は、現金収入を得ることもないままに挫折・中断することになる。農業および林業生産をめぐる経営環境の悪化のもとで、地域の過疎化や集落崩壊が進み、入会林野の人工林や広葉樹林は、必要な保育労働も投下さ

れることもなく、放置されたままになっている。

第三段階は2001年以降の現段階である。森林の国土保全をはじめとする森林の多面的機能を発揮させること、すなわち森林を環境資源として持続的に管理・保全すること重要な時代となってきた。この第三段階では、第二段階では未達成のままになっている林業生産活動を継続させ、現金収入を獲得できる仕組みづくり、すなわち林業再生が不可欠である。地域の環境資源である森林は、地域の経済資源、つまり産業用原料・資材として持続的・循環的に供給されることによって、維持・保全される。

第三段階は、山村の未来をめざす時代である。それぞれの地域や流域において、森林を健全な状態で維持・保全するシステムを創り出す時代である。入会林野の便益を受ける人は、再び地域内の入会権者すべてと地域住民、さらには広く流域住民となる。森林をめぐる、入会的所有・利用とその経営組織の存在や、共同体的共同利用とその経営組織の存在などが、新しい時代に、新しい役割を担うことができるかが問われている。

6. 東日本入会研究会大会発表論文(「総論」にかかるもの) 総目次(1981~2008年)

山田卓生「入会と法人関係法—法人法改正と入会権」『会報』28号、2008

松原邦明「入会林野近代化政策の展開と入会林野の意義」『会報』27号、2007

菊間 満 「入会林野の管理と山村社会の自治—コモンズ論との関連で—」『会報』27号、2007

岡田秀二「コモンズ論と入会林野」『会報』26号、2006

宇沢弘文「コモンズと入会」『会報』25号、2005

寺尾 仁 「市町村合併と公有地入会の再生」『会報』25号、2005

菊間 満 「生産森林組合の現状と課題—コミュニティと地域資源を協同労働で守る視点から」『会報』24号、2004

松原邦明「考え方。入会林野の歴史と現状」『会報』23号、2003

笠原義人「入会林野と新法との関係」『会報』22号、2002

松原邦明「入会と法」『会報』21号、2001

森 巖夫 「林政転換の新しい方向—『基本問題検討会報告』を中心に—」『会報』20号、2000

菊間 満 「ロシアの森林利用から日本の入会林野を考える—重層的な森林利用と森林内の複合的小経営の可能性—」『会報』19号、1999

菅野俊作「入会林野と村落」『会報』18号、1998

松原邦明「国有林地元施設の現況と問題点」『会報』18号、1998

松原邦明「入会林野整備30年振り返って」『会報』17号、1997

寺尾 仁 「入会をめぐる新しい枠組」『会報』17号、1997

松原邦明「生産森林組合の事業目的をめぐる問題」『会報』16号、1996

松原邦明「『平成5年度入会林野等整備の今後のあり方に関する調査検討』にかかるて」『会報』15号、1995

森 巖夫 「『新農政』と中山間地域対策」『会報』14号、1994

笠原義人「生産森林組合の今日の課題—平成3年度『入会林野等整備の今後のあり方に関する調査』を踏まえて」『会報』14号、1994

- 上田重次「入会調査 14 年・回顧と展望」『会報』14 号、1994
- 松原邦明「未整備入会林野の現状と課題」『会報』13 号、1993
- 松原邦明「『地縁団体』法人化と入会団体」『会報』12 号、1992
- 松原邦明「入会資総合活用促進対策事業とリゾート開発」『会報』11 号、1991
- 菊間 満 「地域資源の管理と林業協同組合の取り組み」『会報』10 号、1990
- 森 巍夫 「入会林野整備の新たな方向」【3 研究会記念号】『会報』9 号、1989
- 菅野俊作「資本と入会一小岩井農場と林野入会ー」『会報』8 号、1988
- 松原邦明「公有地入会と入会整備の現況」『会報』7 号、1987
- 中村 忠 「入会林野整備に関する法律上の諸問題ー国有地入会権と入会林野整備」『会報』6 号、1986
- 松原邦明「分収造林と入会林野整備」『会報』5 号、1985
- 山田卓生「入会権の変貌」『会報』4 号、1984
- 笠原義人「入会林野整備後の経営ー生産森林組合経営の現状と課題」『会報』4 号、1984
- 船越昭治「近代化法 15 年の回顧と展望」『会報』3 号、1983
- 石黒富美男「コンサルタント活動 15 年の回想」『会報』3 号、1983
- 森 巍夫 「地域農林業の振興と入会林野整備」『会報』2 号、1982
- 中村 忠 「戦後判例にみる入会紛争の動向と課題」『会報』2 号、1982
- 菅野俊作「山名子の解放闘争と入会林野の解体ー入会林野の変遷(その二)」『会報』2 号、1982
- 菅野俊作「入会林野の変遷(その一)」『会報』1 号、1981
- 松原邦明「入会林野と入会(権)意識」『会報』1 号、1981